山梨県保険者協議会専門部会設置運営要綱

制 定 平成28年4月1日 改 正 平成31年3月14日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山梨県保険者協議会設置運営規程(以下「規程」という。)第7条の 規定により設置する山梨県保険者協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の設置運 営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 規程第7条の規定により専門部会を設置する。

(事 発

- 第3条 専門部会は、山梨県保険者協議会(以下「協議会」という。)の設置の目的を達成することができるよう協議会の指示するところにより次の事務を処理する。
 - (1) 各保険者の医療費の調査・分析・評価に関すること
 - (2) レセプトを活用した医療費適正化の資料作成に関すること
 - (3) 地域保健医療計画の策定及び変更についての検討に関すること
 - (4) 医療費適正化計画の策定及び変更についての検討に関すること
 - (5) 保健事業に関する情報収集及び情報交換に関すること
 - (6) 保健事業の共同実施及び連携協力に関すること
 - (7) 保健事業従事者の資質向上のための研修会等の実施及びネットワークづくりに関すること
 - (8) その他目的達成に必要な事項に関すること

(構 成)

第4条 専門部会は、各団体から推薦される次に掲げる委員につき、協議会会長が任命する委員をもって構成する。

(1)県担当部署を代表する者	4名
(2)全国健康保険協会県支部を代表する者	1名
(3)健康保険組合を代表する者	1名
(4) 国民健康保険を代表する者	3名
(5) 共済組合を代表する者	1名
(6)後期高齢者医療広域連合を代表する者	1名

2 専門部会は、協議会会長の了承を得て医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び 栄養士会の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

- 第6条 専門部会に、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、委員の互選によってこれを決める。
- 2 部会長は専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(事務局)

第8条 専門部会の事務は、山梨県及び山梨県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

- 1 この運営要綱は、平成28年4月1日から施行する。 2 平成27年4月1日制定の専門部会設置運営要綱は廃止する。

(一部改正)

附則

この運営要綱は、平成31年3月14日から施行する。